

◇ 巻頭言

今年 6 月、農地中間管理機構・静岡県農業振興公社の理事長に就任しました大谷です。どうぞよろしくお願いたします。

農地中間管理事業は、出し手の農家から機構が農地を借り受けて、規模拡大したい方に貸し出す制度で、公的機関の機構が入りますので、安心して貸し借りができます。静岡県農業が発展していくためには、進めていかなければならない制度だと思ひます。

平成 27 年度については、借り受け面積 423.4 ha (前年の約 6 倍)、貸し出し面積 439.8 ha (前年の約 30 倍) となり、着実に担い手への農地の集積や集約が進んでおります。皆様の御協力に感謝を申し上げます。

機構では、28 年度の中間管理事業の目標面積を 1,000 ha と定め、より一層の推進を図っていくこととしております。貸し出し者の公募を通年としたり、受け手の見つからない優良農用地を借り受けたり、AM ラジオ等を利用して中間管理事業を PR したりするなど、利便性向上、農地情報のストック、周知の徹底に取り組んでまいります。

機構が事業主体となり「農地耕作条件改善事業」にも取り組み農地の区画の拡大やかん水施設、機械の進入路や枕地の整備などを進めてまいります。

今年度は、水口長八事務局長(写真左側)、麻里均参事(右側)、そして私(中央)の 3 人組が、機構の職員とともに、強力に農地中間管理事業を進めていきますので、よろしくお願申し上げます。

(理事長 大谷徳生)



1 これまでの実施状況

これまでの公募及び、利用権の設定状況は次のとおりです。これから手続きを開始する案件を含めて、平成 28 年度末に 1,000 ha の集積を目指して、積極的に推進しますので、関係の皆様には引き続き御理解と御協力をお願いします。

(1) 公募の実施状況

年度	実施市町数	延べ公募区域数	延べ応募数	延べ応募面積	備考
28 年度(7 月 1 日現在)	34 市町	564 区域	1,602 経営体	2,592 ha	

※ 平成 28 年 6 月 1 日から常時受け付けています。

(2) 借受け、貸出しの状況

(単位：人・筆・ha)

年 月	*借受け(中間管理権)			*貸出し(貸借権)			備考
	人数	筆数	面積	人数	筆数	面積	
平成 26 年度実績	384	782	72.3	9	306	14.9	
平成 27 年度実績	1,698	4,180	423.4	350	4,249	439.8	
平成 28 年 4 月~6 月末	381	782	79.7	112	791	74.8	
累計(H28.6 月末)	2,463	5,744	575.4	471	5,346	529.5	

※ 端数整理により合計が合わないことがあります。

(3) 市町村別の借受け実績(*平成 28 年 6 月末)

(単位：ha)

市町名	借受け面積	市町名	借受け面積	市町名	借受け面積
下田市	0	長泉町	1.1	牧之原市	6.3
東伊豆町	3.7	三島市	11.6	吉田町	4.9
河津町	0	函南町	3.7	磐田市	22.5
西伊豆町	0	御殿場市	11.6	袋井市	10.0
南伊豆町	1.9	小山町	2.0	森町	6.1
松崎町	1.4	富士市	17.2	掛川市	85.7
伊東市	0	富士宮市	53.0	菊川市	121.8
熱海市	0	静岡市	58.1	御前崎市	3.9
伊豆市	0	島田市	9.0	浜松市	110.3
伊豆の国市	0.8	焼津市	5.8	湖西市	0.1
沼津市	20.1	藤枝市	1.4		
裾野市	1.2	川根本町	0	合計	575.4

2 平成 28 年度の農地中間管理事業の推進方針

平成 28 年度の農地中間管理事業の推進方針は次のとおりです。関係機関と連携をとって 1,000ha の借受け目標を達成してまいります。

推進項目	内容
◇目標面積 1,000ha の達成	・重点実施区域(260ha)、茶園集積推進事業の対象農地(100ha)、利用権設定で満期を迎える農地(1,093ha。うち、JA 円滑化事業 437ha)等を機構が借り受け、1,000ha を達成する。
◇公募者の通年公募	・年 4 回の公募を通年公募とする。広報活動の一層の展開(ラジオ等での PR 活動)
◇貸付申込農地の拡大	・機構への貸付け希望があつて、受け手の見つからない優良農用地を機構が中間保有し、機構のホームページ等で受け手を探していく。
◇茶園集積の促進	・茶園集積推進事業を活用して集積を進める。
◇農地耕作条件改善事業	・機構が事業主体となった事業の実施
◇農地中間管理事業管理システム早期稼働	・賃借料の算定をベースに帳票の管理、出力ができるシステムを整備する。

3 「遊休農地」における農地中間管理機構の対応

今年 4 月の地方税法の改正により、遊休農地に対する課税の強化が措置されました。この結果、農業振興地域内にある遊休農地は、平成 29 年 1 月 1 日時点で農業委員会からの農地中間管理機構との協議の勧告を受けている場合には固定資産税の課税が約 1.8 倍となります。ただし、利用意向調査において農地中間管理機構に貸す意思を示せば、課税強化の対象から除外されます。

◇ 遊休農地の借受けに対する基本的な考え

- 利用意向調査により機構に貸付希望のある遊休農地については、受け手が確実に見込まれる場合に農地中間管理権の設定を行う。
- 機構の事業規程による農地中間管理権の設定基準に適合しない農地の判断として、原則、①荒廃状況において灌木がある農地、②急傾斜(傾斜が 15 度以上)の農地、③農道に接しない農地、④所有権以外の権利を有する農地、⑤境界が明確でない農地 の条件に 1 つでも該当するものとする。

◇ 利用意向調査により機構へ貸付希望のある遊休農地の対応(農地法第 35 条協議)

- 機構として「農地中間管理権の設定基準に適合しない」農地であっても、借受けの見込みの可否について判断するため、機構のホームページ及び市町農業委員会の農地情報公開システム等で 1 年間受け手の募集を行い、関係機関と連携し受け手の確保に努める。
- ただし、公社ホームページの掲載に同意いただけない市町農業委員会は、借受けの見込みの判断ができないため、借り受けることはできない旨の通知を市町農業委員会と農地所有者に行う。

4 「受け手の見つからない優良農用地」における農地中間管理機構の対応

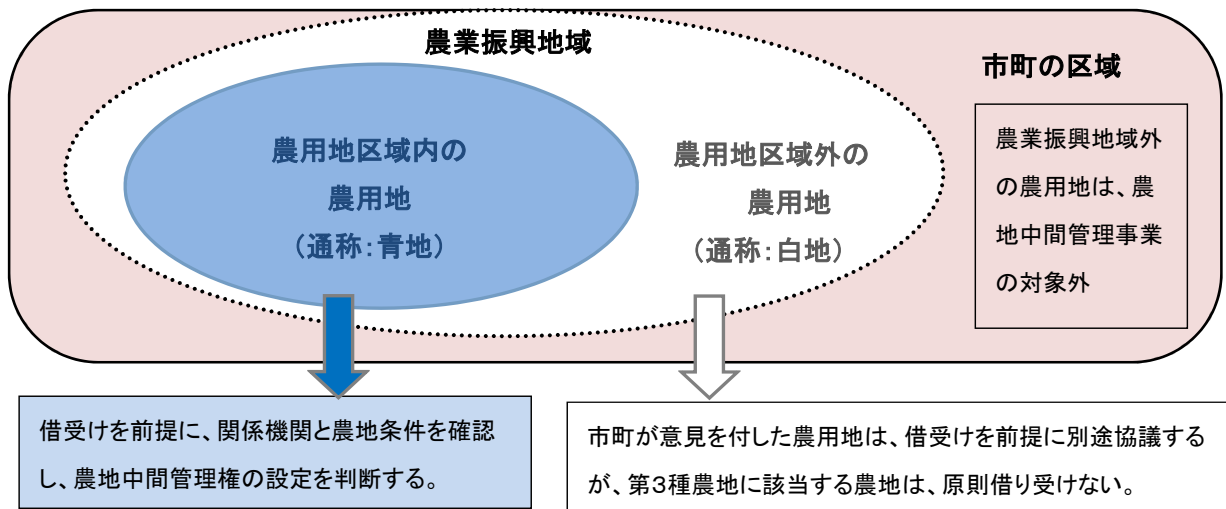
◇ 農地中間管理機構の対応

- これまで農地中間管理機構は、地主の貸し付け希望があつても、受け手の見つからない農地は借受けていなかったが、受け手の見つからない農地であっても、機構の借受けの判断基準に適合すれば機構が借り受け、市町、農業委員会等と連携、協力して、受け手を探していくこととする。

◇ 借受けの判断基準

- 市町が優良農用地として農業振興地域整備計画で定める農用地区域内の農用地(通称:青地)については、機構は借受けを前提に、市町、農業委員会等関係機関と農用地条件を確認し、農地中間管理権の設定を判断する。
- 農用地区域外の農用地(通称:白地)であっても、市町が将来において守るべき農地であると意見を付した農用地については、機構は借受けを前提に、農業委員会と協議の上判断する。

〈参考〉受け手の見つからない優良農用地に対する農地中間管理権設定のイメージ



◇ **借受けの条件**

- 機構が農地中間管理権を設定すると判断した農用地は使用貸借による農地中間管理権を設定する。ただし、1年以上経過しても受け手がみつからない場合、農地中間管理権を解除する。
- 受け手がみつかるまでの間、原則、所有者に農用地の管理を求める。

◇ **具体的な手続き**

(1) 借り受けると判断した農用地

- 農地中間管理権の設定を行った農用地は、市町、農業委員会等の関係機関と機構が連携、協力して受け手を探す。なお、受け手がみつかった場合は、速やかに、農地中間管理事業の手続きにより、利用権（賃貸借、使用貸借）の手続きを行う。

(2) 受け手の確保、契約の解除

- 機構は、ホームページ等を活用し、1年間、受け手の募集を行い、関係機関と連携し、受け手の確保に努める。
- 1年を経過しても受け手がみつからなかった場合には、機構は、契約（農地中間管理権）を解除し所有者に通知するものとする。

5 地域の動き

◇ **耕作放棄茶園を普通畑に転換し、野菜経営を実現 << 島田市高日向地区 >>**

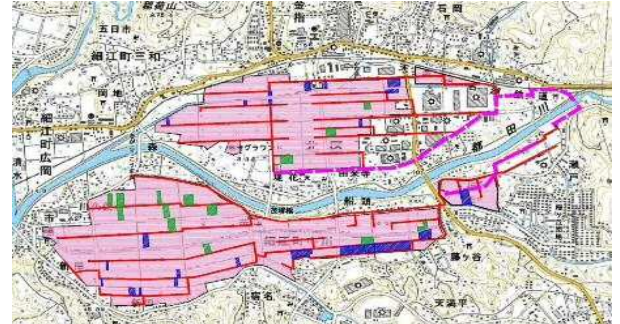
平成23年度に関係機関と地元で高日向地区再生・有効利用推進会議を発足させ、地区内土地権者アンケート等を実施。その結果、集落内の茶園2.8haのうち、1.5haが耕作放棄地で、地主が貸したいとの回答が多かったため、26年度地域の話し合いで担い手に農地中間管理事業による貸し付けを決定しました。

また、26年度に国の耕作放棄地再生利用交付金、県の耕作放棄地解消基盤整備事業を実施し、茶園から普通畑に転換しました。現在、担い手1名が整備されたほ場1.8haでキャベツ等の野菜栽培を開始し、茶業経営の複合経営化を図り、成果を上げつつあるところです。



◇ 大規模な農地集積を実現。地域集積協力金を有効活用 < 浜松市細江中川地区 >

平成 27 年度に農地中間管理機構が水田 47 ha (578 筆) を借り、貸し付け先は話し合いにより担い手 8 人に配分しました。この大規模な農地集積の実現した理由は、「メリットの共有」と「役割の明確化」です。メリットの共有については、地域集積協力金による県営用水パイプライン事業の地元負担の軽減化であり、また、役割分担の明確化は、担い手、行政・公社、JA が何をしていくかを明確化することにより円滑に事業を進めることができました。



用水パイプライン化事業(県営土地改良事業)

6 事業の紹介

◇ 茶園集積推進事業

農地中間管理事業で新たに借りる茶園を対象に、乗用型機械で効率的に管理できるように茶園の茶樹改良等を行うものです。市町での予算化は 9 月補正で行う市町がほとんどですが、県では 100 ha 分の予算措置をしていますので、積極的な取組をお願いします。補助は定額で 5 万円/10a を助成(県・市町で 1/2 ずつ)しますが、取組メニューが 100 ポイントを上回る必要があります。

【 取組メニュー 】

茶樹の改良方法	取組メニュー	ポイント	取組メニュー	ポイント
● 乗用摘採機の活用	枕地の抜根(両側)	17	畝方向の統一(抜開、抜根)	78
● 連担のための高さ調整	中切り、台切り	93		
● 樹勢回復	土壌改良(堆肥散布)	53	深耕	51

◇ 農地耕作条件改善事業

農地中間管理機構による担い手への農地集積を加速化するため、区画拡大や暗渠排水等の耕作条件の改善を進めるものです。採択要件としては、①農地中間管理事業の重点実施区域に指定されていること、②総事業費 200 万円以上、③農業者 2 人以上 です。詳しい内容等は農林事務所、静岡県農業振興公社までお問い合わせ下さい。

なお、平成 28 年度は茶園 3 地区(牧之原市 2 地区、島田市 1 地区)と水田 1 地区(富士市)で予定しています。

(農地中間管理事業に関するお問合せ先)

農地中間管理機構 (公益社団法人 静岡県農業振興公社)		s-kikou@shizuoka-nk.or.jp			
本社	農地集積課	電話	054-250-8989	〒420-0853	静岡市葵区追手町 9 番 18 号 静岡中央ビル 7 階
		FAX	054-250-8993		
駐在	東部駐在	電話	055-924-3993	〒410-0055	沼津市高島本町 1-3 東部農林事務所企画経営課内
		FAX	055-924-3994		
	中部駐在	電話	054-646-2122	〒426-0075	藤枝市瀬戸新屋 362 の 1 志太榛原農林事務所企画経営課内
		FAX	054-646-2123		
西部駐在	電話	0538-35-1335	〒438-8558	磐田市見付 3599 の 4 中遠農林事務所企画経営課内	
	FAX	0538-35-1336			

「静岡県」と「農地中間」で検索!!

静岡県 農地中間

検索